

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市議会議長 樋口 龍馬

四日市市議会規則第1号

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則

四日市市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章（略）	第1章（略）
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則（第85条— <u>第89条の2</u> ）	第1節 総則（第85条— <u>第89条</u> ）
第2節から第6節まで（略）	第2節から第6節まで（略）
第3章から第6章まで（略）	第3章から第6章まで（略）
第7章 協議又は調整を行うための場 （ <u>159条・第159条の2</u> ）	第7章 協議又は調整を行うための場 （第159条）
第8章（略）	第8章（略）
第9章 補則（第161条— <u>第161条の3</u> ）	第9章 補則（第161条）
附則	附則
（会期）	（会期）
第4条（略）	第4条（略）
2から4まで（略）	2から4まで（略）
5 会議に付された事件を <u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	5 会議に付された事件を <u>すべて</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、

その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(投票)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題になる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(投票)

第27条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(投票)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(投票)

第27条 議員は、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第29条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(委員会に付託した事件の審議順序)

第36条 委員会に付託した事件は、その審査終了を待って議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第39条(委員長報告等に対する質疑)の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。

(委員会の審査又は調査期限)

第41条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条(委員会に付託した事件の審議順序)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(開票及び投票の効力)

第29条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(委員会に付託した事件の審議順序)

第36条 委員会に付託した事件は、その審査終了をまって議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第39条(委員長報告等に対する質疑)の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。

(委員会の審査又は調査期限)

第41条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条(委員会に付託した事件の審議順序)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第47条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第49条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2及び3 (略)

(発言内容の制限)

第52条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(答弁書の配布)

第62条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(発言の許可等)

第47条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第49条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2及び3 (略)

(発言内容の制限)

第52条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 (略)

(答弁書の配布)

第62条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第63条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(電子採決システム等による表決)

第66条 議長が表決を採ろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2から4まで (略)

(投票による表決)

第67条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第69条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第25条(議場の出入口閉鎖)、第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第27条(投票)、第28条(投票の終了)、第29条(開票及び投票の効力) 第1項から第3項まで、第30条(選挙結果の報告)第1項及び第31条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

(表決問題の宣告)

第63条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(電子採決システム等による表決)

第66条 議長が表決をとろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2から4まで (略)

(投票による表決)

第67条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第69条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第25条(議場の出入口閉鎖)、第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第27条(投票)、第28条(投票の終了)、第29条(開票及び投票の効力)、第30条(選挙結果の報告)第1項及び第31条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムによる方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第75条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムによる方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第75条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(参考人)

第79条 (略)

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(会議録)

第80条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) から(16)まで (略)

2 (略)

(会議録の配布)

第81条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録署名議員)

第83条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(出席委員に関する措置)

第89条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識

2 (略)

(参考人)

第79条 (略)

2 参考人については、第76条、第77条及び第78条の規定を準用する。

(会議録)

第80条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) から(16)まで (略)

2 (略)

(会議録の配布)

第81条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録署名議員)

第83条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

しながら通話をすることができる方法
(以下「オンラインによる方法」とい
う。)で委員会に出席している委員を
含む。

(動議の撤回)

第95条 提出者が会議の議題となった
動議を撤回しようとするときは、委員
会の許可を得なければならない。ただ
し、会議の議題となる前においては、
委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第109条 委員は、全て委員長の許可
を得た後でなければ発言することがで
きない。

(発言内容の制限)

第111条 発言は全て、簡明にするも
のとして、議題外にわたり、又はその
範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第112条 委員会は、審査又は調査中
の事件について、必要があると認める
ときは、委員でない議員 (以下この条
において「委員外議員という」。)に
対し、その出席を求めて説明又は意見
を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申
出があったときは、その許否を決め

(動議の撤回)

第95条 提出者が会議の議題となった
動議を撤回しようとするときは、委員
会の承認を要する。

(発言の許可)

第109条 委員は、すべて委員長の許
可を得た後でなければ発言することが
できない。

(発言内容の制限)

第111条 発言はすべて、簡明にする
ものとして、議題外にわたり、又はそ
の範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第112条 委員会は、審査又は調査中
の事件について、必要があると認める
ときは、委員でない議員に対し、その
出席を求めて説明又は意見を聞くこと
ができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言
の申し出があったときは、その許否を

る。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第113条 (略)

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(答弁書の配布)

第120条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

決める。

(委員長の発言)

第113条 (略)

(答弁書の朗読)

第120条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第123条 委員長は、表決を採ろうとするときには、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第124条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。
ただし、法第109条第9項に基づく
条例の規定により、オンラインによる
方法で出席している委員は、この限り
ではない。

(挙手による表決)

第126条 委員長が表決を採ろうとするときには、問題を可とする者に挙手をさせ、挙手をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手をした者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第127条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(表決問題の宣告)

第123条 委員長は、表決をとろうとするときには、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第124条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(挙手による表決)

第126条 委員長が表決をとろうとするときには、問題を可とする者に挙手をさせ、挙手をした者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手をした者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第127条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第129条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第27条(投票)、第28条(投票の終了)、第29条(開票及び投票の効力) 第1項から第3項まで及び第30条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第131条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第132条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

(選挙規定の準用)

第129条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第27条(投票)、第28条(投票の終了)、第29条(開票及び投票の効力)及び第30条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第131条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第132条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第133条 (略)

2及び3 (略)

4 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題になった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第135条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員又は請願者による趣旨説明)

第136条 (略)

2及び3 (略)

4 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で

第133条 (略)

2及び3 (略)

(請願の委員会付託)

第135条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員又は請願者による趣旨説明)

第136条 (略)

2及び3 (略)

開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

5 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

6 第1項の規定により、委員会が請願者の説明を求めることとした場合及び前項により委員会が請願者からの申出の許否を決定した場合は、議長は、請願者にその旨を通知するものとする。

(請願の審査報告)

第137条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

(陳情書の処理)

第139条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第144条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

4 第1項の規定により、委員会が請願者の説明を求めることとした場合及び前項により委員会が請願者からの申出の許否を決定した場合は、議長は、請願者にその旨を通知するものとする。

(請願の審査報告)

第137条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(陳情書の処理)

第139条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第144条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第

(携帯品)

第146条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第152条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

(代理弁明)

第154条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第159条の2 前条の協議等の場については、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、オンラインによる方法

1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第146条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第152条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

で協議等の場を開くことができる。

(1) 大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難な場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の場合において、開会方式その他必要な事項は、委員会条例の例による。

(電子情報処理組織による通知等)

第161条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用す

る方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け
る旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第62条、第81条、第134条第1項及び第135条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除

く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる装置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該装置がとられた旨の通知を発した時のいづれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規程にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする装置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情

報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）とする。

（電子情報処理組織による通知等）

第161条の3 この規則の規定（第26条第1項（第69条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。